

安全のための遵守事項

鳥獣の捕獲等を目的として入林される皆様へ

鳥獣の捕獲を目的として、国有林野へ入林される場合は、下記の注意事項を厳守して、絶対に事故を起こさないようご注意ください。

記

- 1 **実際に入林する日が決まった場合**には、入林する日までに日時及び場所を記載した「**入林連絡票**」（各県内別様式）を管轄する森林管理署等に**FAX、電子メール**のいずれかの方法により提出してください。また、**電話**の場合は入林連絡票の内容をご連絡ください。
- 2 **立入禁止区域**（作業予定区域及びその周辺区域等）については、入手した立入禁止区域図等により、その位置を確認するとともに、立入禁止区域内への立入り及び発砲を行わないでください。立入禁止区域には、現地に「立入禁止」「発砲禁止」「銃猟禁止」等の標識を設置しています。
また、立入禁止区域がある林道入口等には、「作業中につき立入禁止」等の標識で表示しています。
なお、事業の変更に伴い立入禁止区域図を変更する場合がありますので、入林する際は、**お手持ちの立入禁止区域図が最新かどうか**管轄する森林管理署等のホームページで**ご確認ください**。
- 3 「**入林届**」の写しを、車両ごとに車内の見やすいところに掲示してください。
- 4 **銃器**による野生鳥獣の捕獲等を実施する場合は、「**注意喚起看板**」（**野生鳥獣の捕獲等実施中 入林時注意**）を車両ごとに車体の側面等の見やすい場所に掲示してください。
- 5 入林の目的が**狩猟**の場合、狩猟者は、配付された標識2枚のうち、標識「**本流域で狩猟中**」を**林道入口**の立木等に掲示、もう1枚の標識「**この場所で狩猟中**」を捕獲場所（銃による捕獲時又はわなの設置若しくは見回り時に、林道から林内に足を踏み入れる場所）の入口の立木等に掲示してください。なお、入林の目的が**狩猟以外**の場合についても、**同様な方法**による**標識の現地表示**のご協力をお願いします。
- 6 **他の森林管理署等**の管内に入林する場合は、当該森林管理署等においても同様の入林の手続をしてください。
- 7 **一般の方が入林**している場合がありますので十分御注意願います。
- 8 **林道を通行**する場合には、徐行運転をするなど、**交通事故防止**にご協力下さい。また、**火気に注意**し、山火事予防にご協力ください。
- 9 入林に当たっては、落石、滑落、なだれ（その他考えられる災害）等の危険箇所に関する情報を把握し、これら**災害に十分注意**してください。
なお、入林された方が、落石、滑落、交通事故等により災害にあった場合でも**米代東部森林管理署上小阿仁支署では責任を負いません**ので十分ご注意ください。
- 10 ライフル実包やスラッグ実包などの**単体弾**で撃つときは、**前方に安土**（バックストップ：山・崖・高い土手など）の無い限り**発砲しない**でください。
また、単体弾は遠方まで飛ぶし、推力を失って落下するものにも貫通力（殺傷力）があるため、尾根を超えるような撃ち方もしないでください。
- 11 指定管理鳥獣捕獲等事業による**夜間銃猟**を実施する場合は、安全を厳密に確保する観点から、射撃場所、射撃方法及びバックストップをあらかじめ想定できる方法（誘引して定点から射撃する方法等）により捕獲するようにしてください。
また、照明器具やナイトスコープ等の使用により、昼間と同等の視認性を確保していることを確認してください。

米代東部森林管理上小阿仁支署長